



超ビジネス保険

「超ビジネス保険」は、「事業活動包括保険」のペットネームです。



基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償

●以下の事由に起因する対人・対物事故⁽¹⁸⁾について、被保険者⁽²⁾が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする補償です。

1 日本国内の施設⁽¹⁸⁾の 所有、使用または管理



事故例
・店舗の看板が落下し通行人がケガをした。
・工場のタンクが爆発し近隣の建物が破損した。

2 日本国内における 事業活動の遂行

(日本国内の作業場内⁽²¹⁾における
作業場内専用車⁽²²⁾*1の所有、
使用または管理を含みます。)



事故例
・自転車で出前の配達中、通行人とぶつかりケガをさせた。
・誤ってコーヒーをこぼし、来店客の洋服を汚した。
・工場内のフォークリフトで材料を運搬中、工場見学者にぶつかりケガをさせた。
・建設現場で工具が落下し、通行人がケガをした。

3 記名被保険者⁽³⁾が 一時的に*2日本国外で 行う事業活動*3の遂行

国外事業活動事故



事故例
・海外出張中に取引先の備品を壊した。
・海外での商談中、コーヒーをこぼし、商談相手にヤケドを負わせた。

基本補償② 生産物・完成作業事故の補償

●以下の事由に起因する対人・対物事故⁽²⁰⁾について、被保険者⁽²⁾が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする補償です。

1 日本国内にある 生産物⁽¹⁹⁾



事故例
・製造・販売した自転車が安全性を欠いていたために、利用者がケガをした。
・製造した家電が安全性を欠いていたために、家を焼失させた。
・製造・販売した弁当により集団食中毒が発生した。

2 日本国内における 事業活動の結果⁽²⁵⁾



事故例
・修理ミスにより電子レンジが異常加熱し、利用者がヤケドをした。
・工事ミスにより設置工事をした看板が落下し、下に駐車してあった自動車を破損した。

3 被保険者以外の者 (日本国内に住所を有する者に限りです。) により日本国外に 持ち出された生産物*5

国外流出生産物事故



事故例
・国内向けに製造したドライバーに欠陥があり、旅行者が海外で使用中に発火。宿泊施設の一部を焼失させた。
・成分配合を誤った国内向け化粧品がホームステイ先へのお土産として海外に持ち出され、使用した人の肌がかぶれた。

*1 作業場内専用車の所有、使用または管理に起因する事故については、自賠責保険契約⁽⁴⁷⁾または自動車保険契約によりお支払いされるべき保険金の合算額を超える額が、この補償でのお支払いの対象となります。
*2 その事業活動に従事する方が出国してから帰国するまでの期間が30日以内である場合をいいます。
*3 被保険者が請け負った工事・修理は含みません。
*4 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、補償の対象外となります。
※基本補償②、③または④で対象となる事故は、補償の対象外です。
※託児⁽²³⁾による0歳児⁽²⁴⁾の身体の障害⁽⁴⁸⁾は、補償の対象外です。
※工事業・警備業務・人材派遣業務・居宅介護支援業務については、各業務固有の事故も補償の対象となります。→詳細は、P.52をご確認ください。

●以下のオプションをつけることができます。→各オプションの詳細は、P.37~38をご確認ください。

- 財物損壊を伴わない
使用不能損害事故補償特約
- 人格権・宣伝侵害事故
補償特約
- 被害者治療費用補償特約
- 事故対応費用補償特約

*5 輸出用製品(その構成部品・原材料を含みます。)として製造・販売・提供された生産物は補償の対象外となります。また、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、補償の対象外となります。
※土地造成工事、地盤改良工事、埋立工事、護岸工事または浚渫工事の結果に起因する損害は、補償の対象外です。
※リコール事故に伴う費用は、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、補償の対象外です。基本補償⑧で補償します。
※生産物・完成作業事故においては、委託販売人も被保険者に含まれます。ただし、委託販売人が生産物または仕事の目的物について行った加工・改造・修理等に起因して発生した事故について委託販売人が負担する法律上の損害賠償責任は、補償の対象外となりますのでご注意ください。
※工事業・警備業務については、各業務固有の事故も補償の対象となります。→詳細は、P.52をご確認ください。

●以下のオプションをつけることができます。→各オプションの詳細は、P.37~38をご確認ください。

- 財物損壊を伴わない
使用不能損害事故補償特約
- 人格権・宣伝侵害事故
補償特約
- 被害者治療費用補償特約
- 不良完成品事故
補償特約
- 生産物・仕事の目的物
損壊事故補償特約
- 事故対応費用補償特約

基本補償 ③ 管理下財物事故の補償

●以下の事由に起因する管理下財物(②6)の損壊等(②7)について、被保険者(②)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です。

- ①日本国内の施設(①8)の所有、使用または管理
- ②日本国内における事業活動の遂行

●以下の事故が保険金のお支払いの対象となります。

1 管理下財物事故 (②~⑥以外)

損壊 紛失・盗取・詐取 使用不能*1



事故例

- ・修理のために預かっていた機械を、従業員の不注意による火災で破損した。
- ・入店時に預かったペーパークラフトが管理不備によって盗まれた。
- ・販売したエアコンの据付作業中、穴の明け方を誤り壁を破損した。

2 管理自動車事故

損壊 紛失・盗取・詐取 使用不能*1

3 自動車使用不能損害事故

使用不能*2



事故例

- ・ホテルの宿泊客から預かった自動車を駐車場で移動させる際、壁にぶつけて破損した。
- ・管理不備によって、預かっていた自動車が修理工場から盗まれた。
- ・点検のために預かっていた自動車を破損させ納期が遅延。代車費用が発生した。

4 リース・レンタル財物損壊事故

損壊 紛失・盗取・詐取 使用不能



事故例

- ・リースしたパソコンを移動中に破損した。
- ・リースした建設機械を工事現場内で使用中、誤って壁にぶつけ大破させた。

5 支給財物事故

損壊 紛失・盗取・詐取 使用不能



事故例

- ・エアコンの設置工事において、委託元から支給されたエアコンを工事中に破損した。
- ・建設工事において、発注者から支給された資材が、管理不備によって夜間に資材置場から盗まれた。

6 現金・貴重品事故

損壊 紛失・盗取・詐取 使用不能*1



事故例

- ・クロークで預かった貴重品を紛失した。
- ・別の美術館から借りて展示していた美術品が、管理不備のため火災で焼失した。

*1 損壊、紛失、盗取、詐取によるものに限ります。また、保管・修理・点検・加工または整備を目的として寄託された財物の使用不能は、補償の対象外となります。
*2 損壊、紛失、盗取、詐取によるものに限ります。また、被保険者が保管・修理・点検・加工または整備を目的として管理する自動車または原動機付自転車の使用不能に限ります。

それぞれの事故で対象となる管理下財物の範囲は、以下のとおりです。

事故の種類	対象となる管理下財物
1 管理下財物事故(②~⑥以外)	下記以外の財物
2 管理自動車事故	自動車または原動機付自転車(リースカーおよびレンタカーを除きます。)
3 自動車使用不能損害事故	被保険者が保管・修理・点検・加工または整備を目的として管理する自動車または原動機付自転車(リースカーおよびレンタカーを除きます。)
4 リース・レンタル財物損壊事故	リース・レンタル財物(②8)
5 支給財物事故	事業活動の遂行のために支給された支給財物(②9)
6 現金・貴重品事故	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品

※②~⑥については、個別の支払限度額(②6)・免責金額(②4)が適用されます。→詳細は、P.51をご確認ください。
※②と③、④と⑤は、補償の対象外とすることができます。なお、②と③を補償の対象外とする場合は、④で対象のリースカーおよびレンタカーも補償の対象外となりますのでご注意ください。
※被保険者が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産およびこれに備え付けられ同時に借用した什器・備品は、補償の対象外です。基本補償④で補償します。
※工業業・警備業務・クリーニング業務については、各業務固有の事故も補償の対象となります。→詳細は、P.52をご確認ください。

●1、2、3については、記名被保険者(②3)が一時的*3に日本国外で行う事業活動の遂行に起因する管理下財物の損壊等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金をお支払いします。*4(国外管理下財物事故)

*3 その事業活動に従事する方が出国してから帰国するまでの期間が30日以内である場合をいいます。
*4 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、補償の対象外となります。

●コインロッカー等(②30)に一時的に収納された利用者の財物に損壊等が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担しないときは、被保険者が慣習として支払う見舞金に対して、保険金をお支払いします。

7 コインロッカー等収納品見舞費用



事故例

- ・ゴルフ場に設置したコインロッカーがピッキングされ、現金が盗まれた。法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、見舞金を支払った。

●以下のオプションをつけることができます。→各オプションの詳細は、P.37~38をご確認ください。

リース・レンタル財物
盗取・詐取事故補償特約

事故対応費用補償特約

基本補償 ④ 借用不動産損壊事故の補償

●日本国内で発生した不測かつ突発的な事由による借用不動産(③1)の損壊(②7)について、記名被保険者(③)が貸主に法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です。

●貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担しないときは、不測かつ突発的な事由により借用不動産に生じた損壊について、記名被保険者が負担する借用不動産修理費用(③2)に対して、保険金をお支払いします。

●以下の損害が保険金のお支払いの対象となります。

1 借用不動産の損壊による損害賠償



事故例

- ・賃借している店舗が調理中の火事で焼失した。

2 借用不動産修理費用



事故例

- ・賃借している事務所の窓ガラスが泥棒に割られ、法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、貸主との契約に基づいて自費で修理費用を負担した。

※すべての借用不動産が包括的に補償の対象となります。一部を対象外とすることはできませんので、ご注意ください。

●以下のオプションをつけることができます。→オプションの詳細は、P.37~38をご確認ください。

事故対応費用補償特約